

## 「笠松町商工会 経営改善事業者支援補助金」募集

笠松町商工会では、新型コロナウイルスにより経済的影響を受け、それでも WITH コロナまたは AFTER コロナを見据え、経営改善に努める事業者に対して、新たな取り組みや販路開拓について支援を行います。

1. 名称 中小企業等経営改善事業者支援補助金
2. 対象 笠松町商工会員である事業者  
または、笠松町内で事業を営む事業者
3. 受付期間 令和3年6月1日（火）～令和3年9月30日（木）  
**※但し 補助金限度額に達したら終了**  
**商工会HP、町HPにて周知掲載します。**  
**※設備導入・事業所工事・広報は12月31日までに完了する事。**  
**また、購入、工事、広報は、補助金交付決定日～12月31日までの期間とし、補助金交付決定日以前、12月31日以降の購入等は対象外となります。**
4. 提出方法 申請書※と見積書を**持参して**商工会事務局へ提出ください。  
(メール・FAXは不可・電話予約不可)  
※申請書は5月下旬より商工会HP・町HPよりダウンロード、もしくは商工会窓口に設置。
5. 内容 WITH コロナまたは AFTER コロナを踏まえた事業者の新たな取り組みについて補助金を支給する。
6. 補助金コース

下記の取り組み10万円（税込）以上の事業費に対して補助します。

補助金コース	補助率	補助金額 (1,000円未満切捨て)	内 容
【A型】 設備導入補助金	1/2	50,000円～100,000円	新たな設備導入
【B型】 事業所改装・修繕補助金	1/2	50,000円～100,000円	事業所の改装・修繕 コロナ消毒・清掃
【C型】 広報補助金	1/2	50,000円～100,000円	事業のPR チラシ・HP・看板等

※他の補助金との併用は出来ません。

## 【補助金の申請方法】

①各事業者にて、A型・B型・C型を選択。（1事業所1回のみ）

※1回とは申請時にパソコン・タブレット・プリンタの3つを申請した場合  
1回とみなし、1つの物という事ではない。  
1回でパソコン2台購入も1回とみなす。

**※各型を併用する申請は出来ません。**

②購入するものの「見積書」を取得する。

（ネット等購入の場合はネット販売画面のプリント）

③申請書（別紙）と見積書を持って、笠松町商工会へ受付申請。

（メール・FAXは不可）

受付時で予算限度額に達したら受付終了（補助金は購入品税込計算とする）

A・B・C型の総額で1,500万円

※商工会非会員については、事業を実施している証明として、直近の申告書・決算書（税務署受付印もしくは電子申告受信通知）の写しを提出ください。

④商工会事務局にて、内容確認し、後日、補助金交付決定通知書を送付。

（申請して、2～3日の間に送付します）

⑤事業者は補助対象品購入後、振込確認書、写真、（広報チラシは現物1部）

を提出。**（購入支払は原則振込）**

⑥商工会より補助金を振込。 振込通知を事業者へ送付。

## 【留意点】

### 【申請時の見積書と違いがある場合】

- ・見積書の内容と変更となる場合は、理由書を提出する。  
（当初、購入予定だったものがモデルチェンジした等）
- ・見積書より追加工事や購入品が増えるものは対象外とする。  
但し、トイレ改装をしたら床が腐っていたため床工事も実施しないとトイレ改装が出来なかった場合は変更と認める。（但し補助金額は申請金額上限）
- ・補助金額は受付申請時の金額を上限とします。  
（ネット価格が10万円だった=補助金5万円 実際、購入時はモデルチェンジにより12万円になっていた。→申請時の金額5万円となる）
- ・補助金額が申請時より安くなった場合は、再計算して安くなった実際の価格計算での補助金額とします。
- ・商工会員（R3.4.1現在）であれば、町外事業者であっても対象とします。
- ・商工会非会員については、事業を実施している証明として、直近の申告書・決算書（税務署受付印もしくは電子申告受信通知）の写しを提出ください。

## 【A型】設備導入補助金

コロナの影響により減少した売上の増加、販路開拓、コロナ感染防止を目的に事業用で使用する機械設備の購入を対象とする。

補助率 1 / 2

補助金額 5万円～10万円 (1,000円未満切捨て)

### ■補助対象となるもの<例>

テイクアウト事業を実施するための冷蔵設備

弁当やネット販売のための包装機械・ラベルシール機

リモート打ち合わせに使用するパソコン・モニター・タブレット・WEBカメラ  
プリンタ・WiFiルーター

テレビ・ラジオ (お客様対象・飲食店や理美容業等)

DVDプレイヤー・DVD盤 (お客様対象、自社商品のPR用等)

キャッシュレス対応としたレジスター・計算機・タブレット型レジスター

DVDプレイヤー・DVD盤 (お客様への専門的なPRで販路拡大)

厨房機器、キッチンカーの内装 (車両は不可)

空調設備 (事務所・工場等)・空気清浄機能のあるもの

専門性の高い機械・重機・作業車両 (フォークリフト・クレーン・ショベルカー等)

高齢者、幼児向けの机・イス・ショーケース (販路拡大目的)

ソフトウェア (専門的・CAD・顧客管理・会計ソフト・グラフィック系)

※ソフト使用料 (ランニングコストは対象外)

事業用ドローン・商品撮影用カメラ

ペッパー君

### ■補助対象外となるもの<例>

一般的な車両 (トラック・ユニック車等も含む)

中古品

テレビ・ラジオ (お客様対象でないもの)

DVDプレイヤー・DVD盤 (お客様対象でないもの)

自転車・事務用品等の消耗品

動物・植物

古い機械の処分費

スマートフォン

リース品

金庫・資料棚

仕入となる商品

営業目的でない福利厚生となる備品 (スタッフの為のコーヒーマーカー等)

**補助金交付決定日以前、12月31日以降の購入等は対象外となります。**

## 【B型】事業所改装・修繕補助金

コロナの影響により減少した売上の増加、販路開拓、コロナ感染防止を目的に事業所の改装、修繕に対して補助する。

補助率 1 / 2

補助金上限額 10万円

### ■補助対象となるもの<例>

バリアフリー工事・抗菌シート設置工事  
スロープ設置（事業部分）  
自動ドアの設置（対人接触機会の減少）  
店舗のクリーニング（抗菌加工等）  
倉庫設置・駐車場整備（販路開拓）  
防護シートやアクリル板の設置（感染防止）  
店舗外観の塗装・店舗のファザード（テント）（販路開拓）  
LED電灯交換  
事業所内装工事（販路開拓）  
店舗内の修繕（トイレ・内壁・床等）  
ガラス・サッシの交換

### ■補助対象外となるもの<例>

生活部分のスペース（共有部分は事業割合のみ対象）  
レンタル品（レンタル倉庫費用等）  
不動産の購入

補助金交付決定日以前、12月31日以降の工事等は対象外となります。

## 【C型】 広報補助金

コロナの影響により減少した売上の増加、販路開拓のための事業や商品のPRに係る宣材費用に対して補助する。

補助率 1 / 2

補助金上限額 10万円

### ■補助対象となるもの<例>

チラシ制作費・チラシ折込料

新聞、雑誌掲載広告

ホームページ制作費

ネット販売登録費用・サーバー使用料（但し維持費は補助確定日～12月中まで）

看板製作・設置費用（入替の場合、撤去費用も対象）

ポスター・パンフレット

のぼり・タペストリー（デザイン料も含む）

カタログ・DM製作、配送料

外部委託による配送料（ポスティング等）

広告用ティッシュ・配布バイト代

### ■補助対象外となるもの<例>

自社で印刷した紙代・インク代

従来あるパンフレットの増刷

名刺代

求人広告

販促品の粗品

補助金交付決定日以前、12月31日以降の購入等は対象外となります。